

総行行第523号
令和6年11月29日

各都道府県担当部局長 殿
(財政担当課、契約担当課、市町村担当課扱い)
各指定都市担当部局長 殿
(財政担当課、契約担当課扱い)

総務省自治行政局行政課長
(公 印 省 略)

燃料油価格激変緩和補助金の補助率の段階的な縮小に伴う適切な入札価格の設定に向けた取組について (通知)

標記の件について、別添のとおり、資源エネルギー庁資源・燃料部燃料流通政策室から当職あてに、燃料油価格激変緩和補助金の補助率の段階的な縮小に伴う適切な入札価格の設定に向けた取組に関する依頼がありました。

資源エネルギー庁において、令和3年12月から実施されている燃料油価格激変緩和事業により、レギュラーガソリンについては、全国平均で175円/L程度に小売価格が抑制されてきたところですが、「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」(令和6年11月22日閣議決定)を受けて、令和6年12月19日から、ガソリン等の燃料油について、月の全国平均小売価格の変動が5円程度となるよう、補助率を縮小していくこととされました。そのため、各地方公共団体が燃料販売業者等から調達する場合の取引価格も、徐々に上昇していくことになります。

地方公共団体の公共調達については、「地方公共団体の調達における中小企業者の受注機会の確保等について」(令和6年4月19日付け総行行第200号総務省自治行政局長通知)等において、需給の状況、原材料費及び人件費等の最新の実勢価格等を踏まえた適切な予定価格の作成や、最低賃金額の改定や労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格に係る契約後の状況に応じた必要な契約変更の実施、受注者から労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇に伴う契約金額の変更について申出があった場合には、迅速かつ適切に協議を行うこと等、適切に対応されるよう周知してきたところです。

貴職においては、本通知の趣旨を踏まえ、貴団体における燃料調達を担当する部局と、入札・契約事務を総括する部局、予算執行を総括する財政担当部局等の関係部局間において必要な連携を図りながら、エネルギーコスト等の適切な価格転嫁を図るようお願いします。

各都道府県においては、貴都道府県内の指定都市を除く市区町村に対してもこの旨周知願います。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

総務省自治行政局行政課長 殿

資源エネルギー庁資源・燃料部燃料流通政策室

燃料油価格激変緩和補助金の補助率の段階的な縮小に伴う適切な入札価格の設定に向けた取組について（依頼）

資源エネルギー庁では、令和3年12月から燃料油価格激変緩和事業を実施しており、レギュラーガソリンについては、全国平均で175円/L程度に小売価格を抑制してきたところです。

このたび、令和6年11月22日に、「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」が閣議決定されたことを受けて、本事業については、令和6年12月から、出口に向けて段階的に補助率を縮小していくことといたしました。具体的には、令和6年12月19日（木）から、ガソリン等の燃料油について、月の全国平均小売価格の変動が5円程度となるよう、補助率を縮小していくこととなります（※）。そのため、各地方公共団体が燃料販売業者等から調達する場合の取引価格も、徐々に上昇していくことになります。

各地方公共団体におかれては、このような事情をご理解いただき、ガソリン等の燃料油の調達を行っていただくよう別添通知を発出いたしました。別添の通知に基づく対応を適切に実施するためには、石油関係担当部局のみならず、財政担当部局をはじめ全庁的に連携して取り組んでいただく必要があります。

つきましては、各都道府県及び各市区町村において別添の通知の趣旨が改めて徹底されるよう、特段の御配慮をお願いします。

（※）令和6年12月19日（木）及び令和7年1月16日（木）に、全国平均でみた補助なしのガソリン価格168円～185円の補助率を段階的に引き下げます。その後、状況を丁寧に見定めながら、同185円を超える部分の補助率を段階的に見直します。

事務連絡
令和6年11月25日

各都道府県担当部局長 殿
(官公需担当課、石油施策担当課)

経済産業省 資源エネルギー庁 資源・燃料部 燃料流通政策室

燃料油価格激変緩和補助金の補助率の段階的な縮小に伴う適切な入札価格の設定
に向けた取組について（依頼）

日頃より資源エネルギー行政に御理解・御協力をいただきありがとうございます。

資源エネルギー庁では、令和3年12月から燃料油価格激変緩和事業を実施しており、レギュラーガソリンについては、全国平均で175円/L程度に小売価格を抑制してきたところです。

このたび、令和6年11月22日に、「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」が閣議決定されたことを受けて、本事業については、令和6年12月から、出口に向けて段階的に補助率を縮小していくことといたしました。具体的には、令和6年12月19日（木）から、ガソリン等の燃料油について、月の全国平均小売価格の変動が5円程度となるよう、補助率を縮小していくこととなります（※）。そのため、各地方公共団体が燃料販売業者等から調達する場合の取引価格も、徐々に上昇していくことになります。

つきましては、各地方公共団体におかれては、このような事情をご理解いただき、ガソリン等の燃料油の調達において、下記のとおりご対応いただきますようお願いいたします。

また、本件につきまして、貴都道府県内の市区町村に対しても周知方、よろしくお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

（※）令和6年12月19日（木）及び令和7年1月16日（木）に、全国平均でみた補助なしのガソリン価格168円～185円の補助率を段階的に引き下げます。その後、状況を丁寧に見定めながら、同185円を超える部分の補助率を段階的に見直します。

記

1. 物件及び役務の契約の途中で、ガソリン、軽油、灯油、重油及び航空機燃料（以下「燃料油」という。）の実勢価格に変化が生じた場合には、契約金額を変更することについて検討し、契約変更の実施も含め、適切に対応すること。
2. 燃料販売業者等の受注者から、燃料油価格激変緩和事業の補助率縮小により燃料油価格が上昇することを理由として、契約金額の変更について申出があった場合には、迅速かつ適切に協議を行うこと。また、その旨の条項をあらかじめ契約に入れるなど、受注者からの申出が円滑に行われるよう配慮すること。
3. 「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」においても、「地方公共団体発注の公共調達における労務費を含めた価格転嫁の円滑化にも対応する。」とあることから、上記1及び2の対応に努めること。

◇本件に関するお問い合わせ先：

資源エネルギー庁 資源・燃料部 燃料流通政策室：03-3501-1320

<御参考>官公需に関する閣議決定及び関連文書

- 「令和6年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針について」(抜粋)
(令和6年4月19日 閣議決定)

4. ダンピング防止対策、消費税の円滑かつ適正な転嫁等の推進

(5) 労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇への対応

① (略)

- ② 国等は、物件及び役務の契約の途中で、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格に変化が生じた場合には、契約金額を変更する必要があるか否かについて検討し、契約変更の実施も含め、適切に対応するものとする。

また、受注者から労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇に伴う契約金額の変更について申出があった場合にはその可否について迅速かつ適切に協議を行うものとし、その旨の条項をあらかじめ契約に入れるなど、受注者からの申出が円滑に行われるよう配慮するものとする。

- ③ 上記①、②の対応に当たっては、経済財政運営と改革の基本方針2023（令和5年6月16日閣議決定）において、原材料費やエネルギーコストの適切なコスト増加分の全額転嫁を目指し、取引適正化を推進することとされていることや、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（令和5年11月29日策定）の趣旨を最大限に考慮するものとする。

- 「令和6年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」に準じた措置の実施について(抜粋)

(令和6年4月19日 各都道府県知事宛て経済産業大臣による文書)

8. 労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇への対応に関する事項(基本方針 第2「4」(5))

経済財政運営と改革の基本方針2023（令和5年6月16日閣議決定）において、原材料費やエネルギーコストの適切なコスト増加分の全額転嫁を目指し、取引適正化を推進することとされていることや、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（令和5年11月29日策定）の趣旨を踏まえ、以下の対応が求められていること。

・ (略)

- ・ 物件及び役務の契約の途中で、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格に変化が生じた場合には、契約金額を変更する必要があるか否かについて検討し、契約変更の実施も含め、適切に対応すること。また、受注者から労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇に伴う契約金額の変更について申出があった場合にはその可否について迅速かつ適切に協議を行うものとし、その旨の条項をあらかじめ契約に入れるなど、受注者からの申出が円滑に行われるよう配慮すること。